

令和 4 年 4 月 1 日
松戸市財務部契約課

建設工事にかかる技術者等の配置について

1 技術者について

1) 専任を要しない工事の場合

1 人の配置技術者は建設工事 3 件まで兼務可能です。なお、現場代理人についても 3 件まで兼務可能です。

ただし、技術者と現場代理人の兼務については同一請負契約に限ります。

2) 専任を要する工事の場合

配置する技術者は専任になります。

3) 建設業許可における営業所の専任技術者の場合

営業所の専任技術者は専任を要する工事の技術者にはなれません。

ただし、専任を要しない建設工事においては、以下の要件を満たす場合兼務が可能となることがありますので、あらかじめ契約課の確認を受けてください。(原則 1 件)

- ① 専任技術者の所属する営業所で請負契約が締結された建設工事
- ② 工事現場の職務に従事しながら営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること
- ③ 所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること
- ④ その他 (発注条件等により、個々に判断することがあります。)

※建設業許可における営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていることから、工事の専任技術者になることはできないことは従前よりご理解いただいているところですが、今後、確認のため契約時に営業所の専任技術者の確認をする場合があります。

なお、営業所の専任技術者が工事の専任技術者となっていた場合ペナルティ等が発生する場合がありますのでご注意ください。